

第1章

非常通信の基礎知識

1 非常通信

(1) 非常通信とは

非常通信は、電波法（以下、同法と言う。）第52条第4号において、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「非常の場合」という。）において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信と規定されています。

非常の場合の無線通信については、同法第74条第1項の規定により、総務大臣は、非常の場合において人命の救助、災害の救援等必要な通信を無線局に行わせることができます。

なお、同法第74条の2で、総務大臣は、同法第74条第1項に規定する通信の円滑な実施を確保するため、非常の場合における通信計画の作成、通信訓練の実施その他の必要な措置を講じておかなければならないと規定されています。

非常通信協議会は、同法第74条の2に規定されている非常の場合における必要な通信の円滑な実施を図るため、無線系に加えて有線系も含め、あらかじめ運用上及び訓練上必要な諸計画を作成しております。

(2) 非常通信の取扱い

非常通信の取扱いについては、様々な法律に規定がありますが、主要な法律の規定は以下のとおりです。

ア 電波法関係

(ア) 無線局は、原則、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用できません。（電波法第52条）

ただし、非常通信は行うことができることとなっています。（電波法第52条第4号）

(イ) 総務大臣は、非常の場合においては、人命の救助や災害の救援等に必要な通信を無線局に行わせることができます。（電波法第74条第1項）

なお、総務大臣には、非常の場合の通信を円滑に実施するために必要な体制を整備する必要があります。（電波法第74条の2）

非常通信協議会は、これらの体制を整備することを目的として組織され、「非常通信規約」、「非常通信運用細則」等を定め、非常通信の取扱いについて取り決めていきます。

イ 有線電気通信法関係

総務大臣は、非常の場合、有線電気通信設備を設置した者に対して、災害の予防、救援等に必要な通信を行い、又はこれらの通信を行うため、その有線電気通信設備を他の者に使用させ、若しくはこれを他の有線電気通信設備に接続すべきことを命ずることができます。（有線電気通信法第8条）

ウ 電気通信事業法関係

電気通信事業者は、非常の場合、災害の予防、救援等に必要な通信を優先的に取り扱わなければなりません。（電気通信事業法第8条）

エ 災害対策基本法関係

都道府県知事又は市町村長は、災害に関する通信が緊急を要するものである場合は、電気通信事業者の電気通信設備を優先的利用や警察事務、消防事務、水防事務等の有線電気通信設備及び無線設備の使用や、放送事業者に放送を行うことを求めることができます。（災害対策基本法第57条）

オ 消防組織法関係

消防庁及び地方公共団体は、消防事務のために警察通信施設を使用することができます。（消防組織法第41条）

カ 災害救助法関係

厚生労働大臣、都道府県知事又は都道府県知事から職権の一部を委任された市町村長等は、非常災害が発生し、現に応急的な救助を行う必要がある場合には、電気通信事業者の電気通信設備を優先的利用や、警察事務、消防事務、水防事務等の有線電気通信設備及び無線設備を使用することができます。（災害救助法第11条）

キ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）

電気通信事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等

において、自ら定めた国民の保護に関する業務計画に基づき、通信を確保し、及び国民の保護のための措置の実施に必要な通信を優先的に取り扱うため必要な措置を講じなければなりません。（国民保護法第135条第2項）

指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長は、国民の保護のため緊急かつ特別に必要な通信は、電気通信事業者の電気通信設備を優先的利用や、有線電気通信法に掲げる者が設置する有線電気通信設備又は無線設備を使用することができます。（国民保護法第156条）

ク 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「国土強靱化基本法」という。）関係

国土強靱化基本法第10条で定めることとされている「国土強靱化計画」において、非常時の情報伝達手段の確保方策として、官・民が保有する情報通信インフラの相互連携等について検討するとされています。（国土強靱化基本計画 第3章2(6)）

ケ その他

ア～ク以外にも、非常通信の取扱いとして、

(ア) 水防上緊急を要する通信のための事業用電気通信設備の優先的利用等（水防法第27条第2項）

(イ) 気象庁による津波・高潮等の警報事項の通知義務（気象業務法第15条）

(ウ) 防衛出動を命じられた自衛隊の電気通信設備の優先的利用等（自衛隊法第104条）

などがあります。